

物件番号 R7-1

県有財産の売却に係る
入札案内書

(八戸市豊洲3番29)

青森県県土整備部
港湾空港課

はじめに

- 青森県では、次の県有財産を一般競争入札により売却します。
- この一般競争入札は、申込者の価格競争により、県があらかじめ定めた予定価格以上の最も高い金額で申し込みをした方に売却するものです。
- 一般競争入札への参加を希望する方は、この「入札案内書」をお読みの上、参加してください。

【売却物件一覧表】

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	予定価格(円)
R7-1	八戸市豊洲 3 番 29	雑種地	3,500.78	38,508,580

※物件の内容については、「入札案内書別冊物件調書」を参照してください。

【条件】

- 1 当該物件は、港湾関連用地であり、用途の指定があります。転売、貸付を目的に購入することはできません。また、10年間の買戻し特約を付して売却します。

なお、指定する用途は次のとおりです。

用途	主な内容
保管施設用地	倉庫用地、野積場、貯木場、貯炭場、サイロ用地、モータープール、空バンプール、シャーシプール
流通施設用地	港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、配送センター、卸売市場等の流通業務施設。卸売展示施設、流通加工施設並びにこれらの附帯施設。コールセンター等の配分基地(ただし、石油等危険物の配分基地を除く)
旅客施設用地	エプロン、旅客ターミナル(手荷物取扱所、待合所、売店、食堂等)、宿泊所
港湾関連業務施設用地	物流・流通・貿易関連事業所、事務所(海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貿易関連業、商業、金融業、保険業等)。港湾管理施設(港湾管理事務所等)。航行補助施設(信号施設等)。港湾関連官公署事務所(税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署等の港湾関連官公署等)
福利厚生施設用地	休泊所、診療所、船員会館
作業基地用地	ケーソンヤード等
以上に付随するもの	上記に付随する緑地、道路、駐車場、便益施設(旅館、ホテル、商店、飲食店、ガソリンスタンド等)、下水処理場

- 2 当該物件は、港湾の埋立による造成地です。土地の使用用途によっては地盤改良が必要となる可能性があります。その際には、買主において地盤改良を実施してください。

書類交付から所有権移転まで

1 入札関係書類の交付

入札参加者は、青森県県土整備部港湾空港課から入札関係書類を受領してください。

港湾空港課 港湾振興グループ

所在地: 〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県庁舎 北棟3階

T E L: 017-722-1111 (内線6763)

E-mail: kowan@pref.aomori.lg.jp

2 現地確認

下記のとおり現地説明会を開催します。

入札参加者は必ず参加してください。

日時: 令和7年4月22日(火) 午後2時から

場所: 八戸市豊洲3番29

3 入札及び開札

入札後、直ちに開札し、落札者を決定します。

場所: 青森市長島一丁目1番1号 青森県庁北棟5階 531会議室

日時: 令和7年5月9日(金) 午後2時から

4 契約の締結

落札者は、落札決定の日から7日以内に県との間で契約書を取り交わします。

5 売買代金の支払い

売買代金の支払いは、契約締結日から30日以内となります。

6 所有権の移転等

登記手続きは県が行いますが、登録免許税は落札者に負担していただきます。

登録免許税は、登記手続日までに準備してください。

手続きの詳細について

1 入札関係書類

(1) 入札関係書類の交付

入札参加者は、次の入札関係書類の交付を受けてください。

【入札関係書類】

- ア 入札案内書
- イ 一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書用紙（様式1）
及び法人の場合は役員等一覧用紙（様式2）
- ウ 入札書用紙（様式3）
- エ 委任状用紙（様式4）
- オ 事業計画書（様式5）

(2) 入札参加資格

一般競争入札は、次のいずれかに該当する方を除き、個人、法人を問わず参加することができます。

- 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ・ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ・ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ・ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ・ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - ・ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
 - ・ なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいいます。
 - ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
 - ・ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。
 - ・ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供

与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

- ・ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- ・ 暴力団員と交際していると認められるとき。
- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

2 現地確認

物件の引渡しは現状有姿により行います。下記のとおり現地説明会を開催しますので、入札参加者は必ず参加してください。

日時： 令和7年4月22日(火) 午後2時から
場所： 八戸市豊洲3番29

3 入札

(1) 入札の場所・日時

場所：青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎北棟5階 531会議室

日時：令和7年5月9日(金) 午後2時から

(2) 入札前の手続

○ 入札保証金の納付

- ・ 入札に参加する前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)に相当する金額を、最寄りの金融機関(郵便局を除く)から、県の指定する口座への振込等により令和7年5月2日(金)までに納付してください。なお、振込手数料は入札参加者の負担となります。

指定口座：青森みちのく銀行県庁支店 別段預金 20662

口座名義：青森県

※ 入札保証金の額が不足する場合は、入札が無効となりますので注意してください。

※ 入札保証金の納付の際は、次の事項を事前に港湾空港課港湾振興グループ担当者まで連絡してください。

- ① 入札参加者(会社)名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 納付金額
- ⑤ 納付日

※ 入札当日に現金にて持参する場合は、令和7年5月2日(金)までに、その旨を港湾空港課へ直接電話して下さい。

※ 落札者の入札保証金は、売買契約締結後に返還又は契約保証金への充当の手続と

なりますが、落札者以外の方の入札保証金は、入札終了後に返還の手続を行います。
なお、返還手続に10日～2週間程度の期間を要しますのでご了承ください。

○ 一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書及び添付書類の提出

「一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書」に必要事項を記載・押印し、下記の書類を添付し、令和7年4月25日（金）までに提出してください。

ア 役員等一覧（法人の場合）

イ 法人登記（法人の場合）

ウ 法務局において発行される「登記されていないことの証明書」（個人の場合）

エ 市区町村役場において発行される「身分証明書」（個人の場合）

オ 事業計画書

※書類の用意に必要な代金は入札参加者に負担していただきます。

(3) 入札当日の手続き

○ 入札当日の提出書類

ア 入札書

イ 入札書提出用封筒

ウ 委任状（代理人が開札に参加する場合）

エ 委任者・受任者の印鑑証明書（代理人が開札に参加する場合）

オ 入札保証金を振り込んだ際の証拠となる書類（振込票原本等）

（入札保証金を県の指定する口座への振込により納付した場合）

○ 入札書等の提出

① 「入札書」に必要事項を記載・押印し、封入します。

② 開札に代理人が参加する場合は、「委任状」に必要事項を記載・押印し、委任者・受任者各々の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付し入札受付に提出してください。

③ 開札に本人が参加する場合は、写真付の身分証明書（自動車運転免許証など）を入札受付で提示して下さい。

○ 入札の注意事項

・ 事業計画が港湾関連用地の指定用途（保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するもの）に該当しない入札は無効となりますので、ご不明な点があれば、予め港湾空港課までご相談ください。

・ 入札には、交付された入札関係書類を使用してください。

・ 入札書等の押印漏れや金額の誤記のないよう注意してください。

・ 使用印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を使用してください。

・ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 入札の無効

次の入札は無効とします。

・ 入札の参加資格のない者がした入札

・ 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

- ・ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- ・ 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- ・ 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金額の納付額が不足であるものした入札
- ・ 入札関係書類に虚偽の記載がある入札
- ・ その他入札条件に違反した入札

4 開札

(1) 開札

- 開札日時・場所
入札後、直ちに開札を行います。
- 開札の立会い
入札参加者または代理人は、開札に立会いできます。

(2) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が県の定める予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者としします。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。立会いしていない場合は、立会い者に代わり職員がくじを引きます。

ただし、落札となるべき入札をした者についての入札参加資格が確定していない場合には、落札者の決定を留保し、入札参加資格が確定した後に落札者を決定します。

5 契約の締結

(1) 契約の説明

落札者決定後に、落札者に対して契約手続の説明を行い、必要な書類を交付します。

※ 契約にあたっては「事業計画書」を確認の上、用途を指定し、10年間の買戻し特約を付します。用途は次のとおりです。

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するもの。

(2) 契約の締結

- 契約の締結期限
落札者は、落札決定の日から7日以内に、別記県有財産売買契約書により、県と売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、入札保証金は県に帰属します。
- 契約保証金の納付
契約を締結する際には、売買代金の100分の5以上の契約保証金をお支払いいた

できます。なお、納付済の入札保証金は契約保証金に充当することができます。

○ 費用の負担

契約書に貼付する収入印紙など、契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

6 売買代金の支払等

(1) 売買代金

売買代金は、契約を締結した日から30日以内に納付しなければなりません。納付の際に、契約保証金を売買代金に充当する場合には、売買代金と契約保証金の差額を納付することになります。なお、期限までに売買代金の納付がなく、売買契約が解除となった場合は、契約保証金は県に帰属します。

(2) 登録免許税等

移転登記に係る登録免許税や住所証明書などの登記に要する費用は、買受者の負担となります。登録免許税は、登記手続き日までに準備してください。

7 所有権の移転等

(1) 売買物件の所有権

売買物件の所有権は、売買代金の支払が完了した時に移転するものとし、所有権が移転した時に売買物件の引渡しが行なわれたものとします。

(2) 所有権の移転登記

所有権の移転登記は、売買代金の支払が完了した後、買受者からの請求により県が手続きします。

8 その他

(1) 入札関係書類に記載された個人情報、入札事務及び入札参加資格の確認（警察本部への情報提供を含む）に使用されます。また、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）に基づく開示が実施されることがあります。

(2) 契約締結したものについては、物件の所在地、数量、契約金額及び個人・法人の別を公表する場合があります。ただし、契約金額については、買主の同意が得られた場合のみ公表します。

(3) 売買契約締結後に、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合していない事由（土壌汚染・アスベスト・地中埋設物・軟弱地盤等を含む）があることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできません。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、土地についての契約に適合していない事由限り物件引き渡しの日から2年間、売買代金の減額又は補修工事のみの責を負うものとします。なお、売却物件上の建物については、経年劣化や法改正による既存不適格などにより通

常の使用は保証されませんので注意してください。

- (4) 建物の建築等の際には、建築基準法等の法令、県、市町村の条例等による制限や負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関に相談の上、内容の確認をお願いします。
- (5) 県有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの、又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供すること、及び、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことは禁止されます。
- (6) 売買物件の使用に当たっては、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように留意するとともに、紛争が生じた場合には、誠実に対応し、自らの責任において解決してください。
- (7) 現況有姿での引渡しとなります。物件内に残置物（電柱、電灯、ごみ集積場、廃品等を含む全ての残置物）がある場合でも売主は撤去をいたしません。
- (8) 図面等の資料と現況に差異がみられる場合には、現況を優先します。
- (9) 入札参加にあたっては、本物件における、物件の権利関係、都市計画法・建築基準法等の法令上の制限、私道負担、隣地との境界確認状況、建物および設備の現状・将来の見通し等につき十分に確認するとともに、売却条件を十分承知した上で入札参加をお願いします。なお、入札参加を検討するにあたって生じる費用は全て入札参加者の負担となります。県は一切の負担を負いません。
- (10) 買受者が購入後、本物件について開発行為を行う場合は、全て買受者の責任と負担において行うものとします。開発行為の許可等を売買の条件とすることはできません。また、開発行為の許可の可否について、売主及び売却業務受託者は一切の責任を負いません。
- (11) 不正の入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じた場合には、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。入札の中止又は入札期日の延期により入札参加者等に損害が発生した場合、売主はその損害の種類・程度に関わらず一切の責任を負いません。

県有財産売買契約書（案）

青森市長島一丁目1番1号

売主（甲） 青 森 県

買主（乙）

上記当事者間において、県有財産の売買のため、次のとおり契約を締結した。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する別表に掲げる県有財産（以下「売買物件」という。）を現況有姿にて乙に売り渡し、乙は、これを買受けた。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金 円を甲に納付した。

2 前項の契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙が売買代金（遅延利息を含む。以下同じ。）を完納した後、乙の請求により還付するものとする。ただし、売買代金が完納となる場合は、乙の申出により、契約保証金を売買代金に充当することができる。

5 乙が第4条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納付等）

第4条 乙は、売買代金をこの契約を締結した日から30日以内に甲の発する納入通知書により、納入期限までに甲に納付するものとする。

2 乙は、前項の期限までに売買代金を納付しなかった場合は、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金（既納額を控除した額）につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（所有権の移転時期等）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（遅延利息を含む。）を完納した時、乙に移転するものとする。

2 前項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時、売買物件の引渡しがあったものとする。

(建物等の解体撤去費用の不請求)

第6条 乙は、甲から売買物件の引渡しを受けた後において、建物、工作物、地中埋設物等の解体、撤去、処分等に要する費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 売買物件の所有権の移転登記は、第5条第2項の規定による引渡しが完了した後、乙の請求により甲が囑託するものとする。この場合において、登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他この契約の内容に適合していない事由があることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、土地についてのこの契約の内容に適合していない事由に限り売買物件引き渡しの日から2年間、売買代金の減額又は補修工事のみの責めを負うものとする。

(危険負担)

第9条 売買物件がその所有権の移転の時から引渡しの時までに、甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その滅失又はき損による損害は、乙の負担とする。

(用途指定)

第10条 乙は、売買物件を _____ の用（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

2 乙は、売買物件を所有権移転の日から10年間（以下「指定期間」という。）指定用途に供さなければならない。

3 乙は、指定用途の変更をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(売買物件の譲渡制限)

第11条 乙は、売買物件の所有権が移転した日から指定期間の満了の日まで、甲の承認を得ないで所有権を第三者に移転し、売買物件を第三者に貸付し又は担保に供してはならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第12条 乙は、この契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの、若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるとき

は実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(買戻しの特約)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、売買物件の買戻しをすることができる。

- (1) 売買物件を指定用途に供さなかったとき、又は供する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 指定期間中に売買物件を指定用途に供さなくなったとき。
 - (3) 第11条の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により甲が売買物件の買戻しをすることができる期間は、売買物件の所有権が移転した日から指定期間が終了するまでとする。
 - 3 甲は、売買物件の所有権の移転登記をする際、併せて買戻しの登記を嘱託するものとする。この場合において、登記に要する費用は乙の負担とする。

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第12条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額
 - (2) 第13条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額
 - (3) 第14条第1項の規定により売買物件の買戻しをしたときは、売買物件の100分の5に相当する額
- 2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、乙又はその支配人(乙が法人の場合にあつては、乙又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第17条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第16条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第18条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(その他容認事項)

第22条 乙は、甲作成・交付の「県有財産の売却に係る入札案内書」に記載された内容につきすべて了承の上、本物件を買い受けるものとする。

(協議事項)

第23条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 青森県知事 宮下 宗一郎

乙

別表

土地の表示

所在地	地目	地積(m ²)
八戸市豊洲3番29	雑種地	3,500.78

以下余白

様式1

一般競争入札参加申込書兼入札保証金提出書

令和 年 月 日

県有財産の売却に係る一般競争入札について次のとおり申込みし、入札保証金として下記金額を提出します。なお、「県有財産の売却に係る入札案内書」に定める入札又は契約の条件等に従うこと及び入札参加資格を満たしていることを誓約します。

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

申込者 住所（所在地）
（フリガナ）
氏名（法人名及び代表者職氏名） 印
電話番号（ — — ）
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

【共有名義の場合】

共有者 住所
氏名 印
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

申込物件

物件番号 R 7 - 1
所在地 八戸市豊洲3番29
入札保証金（入札金額の100分の5以上） 円

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

金融機関名 _____
支店名 _____
預金種別 普通・当座・その他（ ） 口座番号 _____
口座名義（カナ） _____

※入札保証金を県の指定する口座への振込により納付した場合は、入札保証金を振り込んだ際の証拠となる書類（振込票原本等）を入札当日に提出してください。

役員等一覧

法人名：_____

役職名	(ふりがな) 氏名	住所	性別	生年月日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

※ 性別・年号を○で囲んでください。

※ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）を添付し、記載の全役員等について記載してください。

様式3

入 札 書

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

上記委任代理人
住 所
氏 名 印

財務規則を遵守し、下記の金額をもって買い受けたいので入札します。

記

入札価格

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札物件

物件番号	R 7 - 1
所在地	八戸市豊洲3番29

様式 4

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

委任者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 実印

私は、下記の者を代理人と定め、令和 年 月 日に執行される下記物件の開札立会いに係る一切の権限を委任します。

記

入札物件

物件番号	R 7 - 1
所在地	八戸市豊洲3番29

受任者（委任代理人） 住 所
氏 名

受任者（代理人） 使 用 印
実印

※ 委任者・受任ともに実印押印の上、各々の印鑑証明書を添付してください。

様式 5

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

事業計画書

1 土地の利用計画

- (1) 場所： 八戸市豊洲3番29
- (2) 地目： 雑種地
- (3) 面積： 3,500.78㎡
- (4) 土地の使用用途：

2 営業する施設等の概要

- (1) 営 業 内 容
- (2) 施 設 の 規 模
- (3) 従 業 員 数
- (4) 車 両 保 有 台 数
- (5) 使 用 電 力
- (6) 通 信 施 設
- (7) 使 用 水 道 量
- (8) 排 水 ・ 浄 化 施 設
- (9) 着 工 時 期
- (10) 事 業 開 始 時 期

※土地の施設配置図を添付してください。

入札書等の提出方法

【提出書類】

- ① 入札書
- ② 入札書提出用封筒
- ③ 委任状（代理人が開札に参加する場合）
- ④ 委任者・受任者の印鑑証明書（代理人が開札に参加する場合）
- ⑤ 入札保証金を振り込んだ際の証拠となる書類（振込票原本等）
（入札保証金を県の指定する口座への振込により納付した場合）

